

# 法曹関係の皆様への周知活動について

～各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様へ、公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演を実施しています。また、未来の法曹界を担う方々への働きかけとして、司法研修所や法科大学院への通知等も実施しています。

## 1. 弁護士に向けた周知活動

### (1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

### (2) 講演の実施

各都道府県の弁護士会から受ける依頼に応じて、公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで)では7回実施しています。上記(1)の通知文をご覧いただいた弁護士会から講演の依頼を頂くこともあります。

講演においては、公害等調整委員会の概要、公害紛争処理制度の概要、公害等調整委員会における責任裁定申請、原因裁定申請、調停申請における手続、具体的な事案などをご説明し、同制度を活用していただける場面をできる限り具体的にイメージしていただけるよう心がけています。

なお、講演の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のために必要な対策を講じることとしており、状況や希望により、ウェブ会議システムを使用した講演も複数回実施しています。

また、講演後には、受講者にアンケートへのご協力をお願いしており、広報・周知の改善や制度の利用促進の方策の検討等に活用しています。

## 2. 裁判官・裁判所職員に向けた周知活動

### (1) 通知文の発出

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定嘱託制度<sup>1</sup>の周知に関する通知文を発出し、原因裁定嘱託制度の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

原因裁定嘱託される事件は、平成16年の初の嘱託以降、増加傾向にあります。また、地盤沈下、大気汚染等様々な事件が係属しています。

### (2) 講演の実施

各地の地方裁判所において、公害等調整委員会の委員長や審査官等が、裁判官(及び裁判所職員)に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで)では8回実施しています。

講演においては、弁護士会での講演と比べると、原因裁定嘱託の手続や具体的な事案の説明に重点を置くなどして、原因裁定嘱託を活用していただける場面をできる限り具体的にイメージしていただけるよう心がけています。

<sup>1</sup> 原因裁定嘱託制度とは、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所が必要性を認めた場合には、当該裁判所からの嘱託を受けて公害等調整委員会が原因裁定を行うものです。

なお、弁護士会での講演と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対応及び講演後のアンケートを実施しています。

### 3. 司法修習生に向けた周知活動等

#### (1) 通知文の発出

一年に一度、司法研修所宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文を発出し、司法修習生への同制度の周知を依頼しています。

#### (2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで)では6回実施しています。また、今後は、司法修習生に対し、公害等調整委員会での実務体験等を盛り込んだ研修を実施予定です。

### 4. 法科大学院生に向けた周知活動等

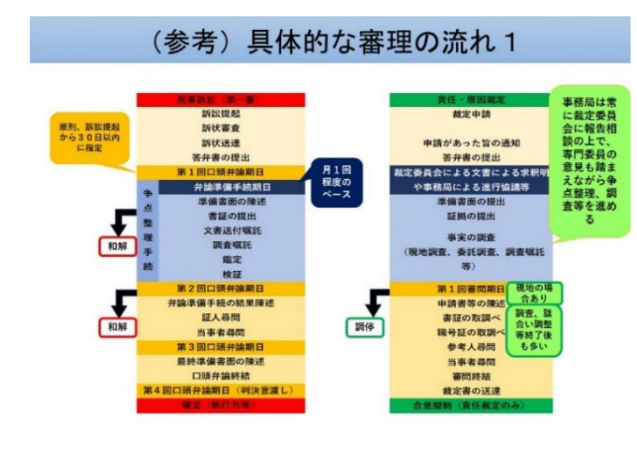
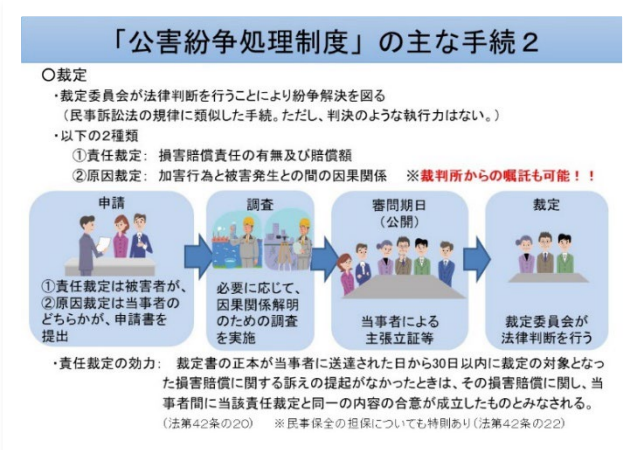
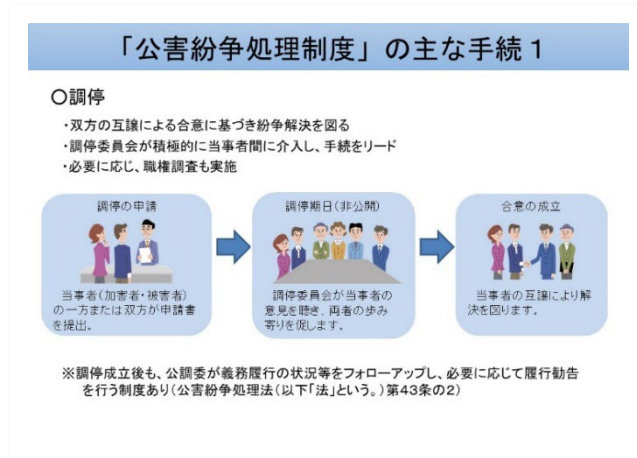
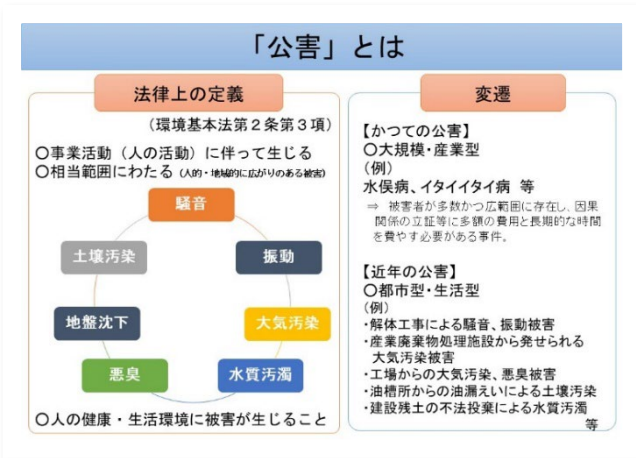
#### (1) 通知文の発出

一年に一度、法科大学院宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての事務連絡を発出し、法科大学院生への同制度等の周知を依頼しています。

#### (2) 講演の実施等

令和4年には、日本弁護士連合会(公害対策・環境保全委員会)の環境法サマースクールにおける講演依頼を受け、実施しました。

また、夏休みの時期に、法科大学院からのインターンシップの受入れや、来訪した法科大学院生への講義などを実施しています。



### 講演資料の例

## 5. 終わりに（連絡先のお知らせ含む）

### （1）講演依頼受付等

これまでに紹介した各通知文にも記載しておりますが、公害等調整委員会では、弁護士会、裁判所、司法研修所、法科大学院における講演依頼等を受け付けています。

講演依頼等については、下記窓口へご相談ください。

公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係

tel : 03-3503-8591

### （2）その他法曹向け資料

なお、下記の当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

#### ア 機関誌「ちょうせい」記事

##### ① 第106号（令和3年8月）

「民事訴訟手続と裁定手続の違い

～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>

ちょうせい  
第106号



##### ② 第107号（令和3年11月）

「原因裁定嘱託制度について

～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～」

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>

ちょうせい  
第107号



#### イ 公害等調整委員会ホームページ

##### ① 「原因裁定の嘱託制度（法曹関係者向け）」

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute\\_00004.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html)

##### ② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>

##### ③ 「係属事件一覧」「終結した公害紛争事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>

原因裁定  
嘱託制度

